**覚　書**

**日本バイオセーフティ学会において、海外派遣者（機関）への支援に就き本覚書を締結する。**

**日本バイオセーフティ学会（以下「甲」という）は、海外派遣に係る支援に関し、甲にて選考を行い、認定された機関（以下「乙」という）は覚書を締結する。**

1. **甲は本事業に係る支援費用を乙の示す金融機関に選考決定期日の翌月末日までに振込む事とする。振込費用は、甲の負担をする。**
2. **海外支援金額は、￥　　　　　　　円とする。**
3. **乙にて実施される海外派遣事業に就き、甲は第2項に記載の金銭のみの支援を行い、本事業の一切の責務は、乙にて負託する。**
4. **海外派遣に関し下記の事項に就き、甲は一切の責任を負わない事とする。**
5. **海外派遣に係る交通並びに宿泊等に係る全ての事項、交通機関の乱れ・事故など、および国内の交通機関、宿泊を含む。**
6. **派遣期間に発生する犯罪行為に係る事項。**
7. **知的財産等に係る事項。**
8. **派遣先での法令等に係る事項。**
9. **自然災害、火災等による事故の発生に係る事項。**
10. **甲の担当部門は、国際委員会とする。**

**連絡などは、甲の事務局にて行う。**

**令和７年　　月　　日**

**甲　日本バイオセーフティ学会**

**理事長　　　前田　秋彦　　 （印）**

**乙**

**（印）**